

# 賠償請求

はお済みですか？

## 第7回 住居確保損害（借家）

東京電力の賠償は損害項目が多岐にわたっています。損害項目別にシリーズ化して解説しますので、ご一読ください。第7回は「住居確保損害（借家）」です。

### 内容

浪江町で借家にお住まいだった方を対象に、移住・帰還される先の新たな住居を確保する費用として、礼金等の一時金相当額や新たな借家と浪江町で住んでいた借家との家賃差額相当額が定額で賠償されます。

	避難指示区域内を本拠とする場合	避難指示区域外を本拠とする場合
対象市町村	<市町村全域> 浪江町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、葛尾村、飯館村が新たな本拠 <市町村の一部> 川内村、田村市、南相馬市、川俣町が新たな本拠	左記以外の市町村が新たな本拠
対象	● 礼金等の一時金相当額	● 礼金等の一時金相当額 ● 新たな借家と浪江町で住んでいた借家の家賃差額相当額
賠償金額	一人世帯10万円 (世帯人数が一人増えるごとに1万円を加算) 例：世帯人数が3人の場合 10万+1万+1万=12万円	一人世帯162万円 (世帯人数が一人増えるごとに61万円を加算) 例：世帯人数が3人の場合 162万+61万+61万=284万円
その他	住居確保損害（借家）は持ち家の購入費用としても使用できます。 定額の賠償金額を上回る一時金および家賃が発生する場合には、賠償支援係へご相談ください。	

### 注意点

「住居確保損害（借家）」の賠償以降は、避難終了と東京電力が判断するため、「家賃賠償」を請求できなくなります。現在、家賃を負担している場合等は、平成30年3月まで「家賃賠償」を請求し、その後に「住居確保損害（借家）」の請求をお進めください。

### 東京電力連絡先

土地・建物・家財について **TEL 0120 (926) 596**

受付時間：9時から19時（月～金曜日（祝日を除く））

9時から17時（土・日曜日、祝日）

**問** 総合窓口課賠償支援係 **TEL 0243 (62) 1105**

### 被災家屋等の解体申請と賠償請求

東京電力への賠償請求では「建物等の現地調査」や「合併浄化槽、井戸、家財、仏壇等の写真撮影」が必要になる場合があります。これらが未請求の場合は、建物等の解体申請前に東京電力または賠償支援係へご相談ください。

解体を希望される方は平成30年3月30日までに解体申請をお願いします。解体までに時間を要しますので、その間に賠償請求を進めることができます。

### 遺言

今回以降は、遺言（いごん・ゆいごん）について説明します。

前回までに、相続人が誰なのか、相続人の取り分（相続分）はどのくらいなのかについて説明してきました。今までの説明で、相続が発生した際に財産がどのように分けられるのかを知ることができたのではないかと思います。

民法が定める相続分で問題ないと考えている方は、遺言を書く必要はありません。しかし、様々な事情から法律が定める分け方では不都合があると考えられる方もいらっしゃるのではないかと思います。例えば、子がおらず、配偶者と兄弟姉妹が相続人となる場合に、配偶者に全ての遺産を受け継がせたいと考える方もいらっしゃるでしょう。また、家業を一人の子が受け継ぐ場合に、家業を受け継ぐ子に家業に使用する財産を受け継がせたいと考える方もいらっしゃるのではないのでしょうか。あるいは、法律が定める相続人以外の人に遺産を受け継がせたいという方も

いつか役に立つ

**法律知識**

No.11



弁護士 大橋 征平  
総務課 主幹  
(所属：福島県弁護士会)

いらつしやると思います。このような希望を実現する方法が遺言です。遺言を書いておくことにより、遺産を受け継ぐ人を変えたり、相続分を変えたりすることができます。

民法は、民法の定める遺言の方式に従わない遺言は、無効となるとしています。遺言を残そうと思うのであれば、民法の定める方式にのっとり遺言を作成しなければなりません。民法は、遺言の方式として、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言という方式を定めています。また、特別の方式として、死亡の危急に迫った者が口授で遺言する方式なども定めています。

自筆証書遺言は、遺言をする人が自分で遺言を書いて残しておくものです。

公正証書遺言は、公証人に希望する内容を述べて、その希望に沿って、公証人が遺言を作成するものです。

秘密証書遺言は、自分で遺言を書き、遺言があることについて公証人に証明してもらうものです。

次回以降、それぞれの方式などについて、より詳しく説明します。